

### 3 実施計画

## 基本目標Ⅰ 暮らしを支える助け合いの輪 ～小地域福祉活動の充実～

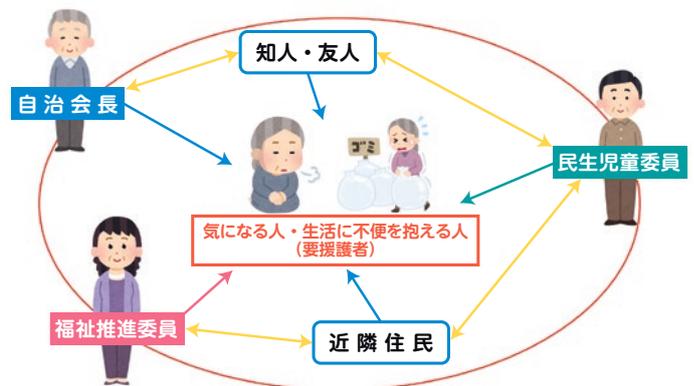
小地域とは隣近所で互いに顔の見える関係が築ける、概ね自治会の範囲をさします。単身世帯の増加や核家族化の進行による家族機能の低下は、世帯の自助力の低下につながっています。人口減少も背景に、今後もその傾向は続くと考えられます。身近な地域で周囲の人を気にかける、困ったときに相談できる、お互いに助け合えるということがますます大切になっています。

これまでも、住民同士の助け合い（互助）を基調とした様々な活動を進めています。特定の人の役割としてではなく、地域に暮らす一人ひとりが少しずつ意識を広げることが必要です。自分自身も含めて、誰もが安心して生活ができるように、地域での支え合いの意識を広げて、小地域福祉活動をさらに進めていきましょう。

#### 1. 見守り・訪問活動（小地域ネットワーク活動）の拡充

○援助を必要とする人の周りにネットワークをつくり、見守り・訪問による安否確認、暮らしの中での不安や困っていることの把握、軽易な援助活動等を行います。

○民生児童委員や福祉推進委員等による直接的な見守り・訪問活動と、近隣住民などによる緩やかな見守り（電気がついていないか、郵便が溜まっていないか、洗濯物が取り込まれているか など）を組み合わせることで、より効果が期待できます。



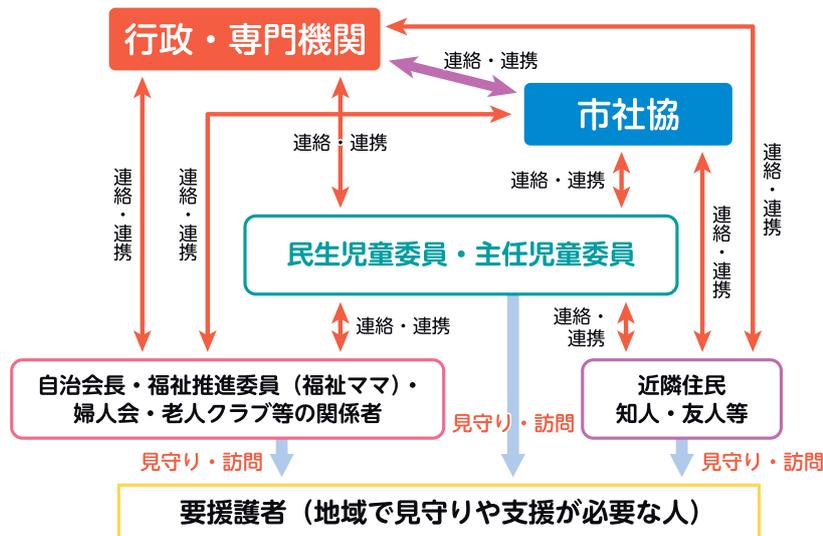
○老人クラブや婦人会、母子愛育会なども見守り・訪問活動を行っていますが、単独の取り組みになっていることも多いようです。プライバシーへの配慮は必要ですが、関わる人たちが連携・情報共有をすることで、負担の軽減にもつながります。見守り活動が「小地域ネットワーク活動」といわれる理由です。

#### ある地区の取り組み

- ・見守り対象者の隣の人に「見守り隊」になってもらい、気になることがあれば福祉推進委員に連絡してもらっています。中には隣人同士が「見守り隊」になって、互いに見守り合っている場合もあります。

○定期的な見守り・訪問活動の対象ではなくても、生活に不便や不自由を感じる人は存在します。困っていてもどこに相談すれば良いか分からない場合や、認知症や障がいなどにより十分な判断ができなかったり、子どもやひとり親家庭の中には周りにSOSを発信しづらかったりするなど、自分から相談することが困難な場合もあります。周囲に関心を持つことで異変を感じて適切な相談窓口につなげることが、問題の早期発見・早期対応となり、深刻化することを防ぎます。

○見守り・訪問活動で気になったことがあっても、その後どのように対応すれば良いか分からないこともあるようです。そのような時に、担当の民生児童委員や自治会長、福祉推進委員等に連絡したり、市社協等へ相談するなど、事前に連絡先や相談先を把握しておくことが大切です。



○小地域ネットワーク活動が日常化していれば、災害発生時の声かけや避難支援などの対応にもつながります。普段の取り組みを災害に強い地域づくりにつなげましょう。

### 市社協が取り組むこと

- ・既存の取り組みを活かし、分野・属性を問わない総合相談窓口としての機能のさらなる強化に努めます。
- ・権利擁護に関する相談窓口である「坂出市成年後見センター」\*の充実を図るとともに、専門職（弁護士・司法書士など）による相談が受けられる体制を整備します。
- ・地域で生活課題を把握した時に、どこに相談すれば良いか分かるように、相談窓口に関する情報を発信していきます。

### ※ 坂出市成年後見センター

認知症や知的・精神の障がいなどにより、自分自身で判断することに不安がある人が、尊厳を持ってその人らしい生活を続けられるように、成年後見制度や日常生活自立支援事業等を利用して支援を行います。

## ◆ 福祉推進委員活動の充実

見守り・訪問活動（小地域ネットワーク活動）を強化するためには、地域の福祉推進委員活動の充実を図ることも重要です。「福祉のアンテナ役」「ネットワークの一員」としての活動を広げましょう。

### 【福祉推進委員の役割・活動】

- 近隣で生活に不便や不自由を感じている人に気づいたら【①気づく】、民生児童委員、自治会長に知らせて相談しましょう【②つなぐ】。
  - 「仲間づくり活動・居場所づくり活動」や「食事サービス」など、地区社協等の事業に参加・協力する【③参加する】ことで、地域のつながりを深めましょう。
  - 活動を通じて、周囲の人に地域福祉活動や福祉推進委員活動に対する理解を広げましょう【④広げる】。
- ※ 民生児童委員・自治会長等と連携しての見守り・訪問（小地域ネットワーク活動）や、仲間づくり活動・居場所づくり活動への協力など、地域での福祉活動に取り組んでいきましょう。

○ 福祉推進委員は、自治会あたり1～数名（目安として概ね30～50世帯に1名）を選出します。原則として、自治会長・民生児童委員・婦人会役員等が協議して推薦し、地区社協会長が委嘱します。

○ 地区の状況に応じて、福祉推進委員に求められる役割は異なりますが、地区（地域）の課題を明確にし、どのような活動を行うか具体化することが必要です。

○ 福祉推進委員が毎年交替することも多いですが、若い人が地域との関わりを持ったり、活動や研修等を通じて地域に関心を持つ人を増やしたりする機会にもなります。同時に、活動を継続したい人が担い手として地域福祉活動に携わることができる仕組みも必要です。

### ある地区の取り組み

- ・ 自治会からの推薦だけでなく、協力してもらえそうな人に個別で声をかけ、福祉推進委員になってもらっています。きめ細かな普段の見守りにつながっています。
- ・ 福祉推進委員であることを意識してもらうために、委嘱状を渡しています。また、定期的に福祉推進委員会を開き、福祉推進委員の役割の説明や情報交換を行っています。

## 2. ふれあい型食事サービスの実施

- 高齢者・障がい者等の希望者に月1回以上の食事（配食・会食）を提供するものです。利用する人は、費用の1/2～1/3を負担金として支払います。
- 見守りや訪問を行う際の手段の一つです。小地域ネットワーク活動の対象とならない人（本人の了解を得られないなど）や、仲間づくり活動・居場所づくり活動へ参加しない（できない）人に対する安否確認や生活で困っていることを把握する役割も担います。地域の中で気になる人を、必要な相談窓口や支援につなげるきっかけとして活用しましょう。
- ホームヘルプサービスやデイサービスなどを利用する人が増えたこともあり、食事サービスの利用者は減少傾向にあります。ただし、公的サービスも万能ではありません。地域活動をきっかけに身近な人とのつながりを保つことで、地域での安心した暮らしを続けることができます。利用希望者の把握に努めましょう。

## 3. 生活支援活動の推進（仕組みづくり）

- 高齢・障がいなどにより、日常の家事等（ゴミ出し・買い物や外出の手助け・簡単な清掃など）に困っている人（世帯）に対し、隣近所や地域でサポートを行うものです。
- 実際に援助を必要としていても、周囲に迷惑をかけたくないと感じる人も多いようです。SOSを発信しやすい頃からの関係づくりが、生活支援につながります。また、小地域ネットワーク活動と連携することで、支援を必要とする人の実情に即した援助につなげましょう。
- 低額有償による生活支援の仕組みを行っている地区もあります。手助けを必要とする人の情報をキャッチしたり、一緒に活動してくれる仲間を募るなど、身近な地域だからこそできることもあります。小地域ネットワーク活動のメンバーによる支援、地区内で組織化したボランティアチームによる支援など地域の実情に合った取り組みを検討しましょう。

### ある地区の取り組み

- ・ゴミ出しや重い物の運搬などの生活支援を低額有償で行っています。協力してくれる人を地区で募集し、主に自治会ごとに受け付けた依頼に対応してもらっています。
- ・市社協の「さかいでふれあいサービス」\*の仕組みを利用した生活支援活動を行っています。市社協が受け付けた地区内の利用会員の依頼と、地区で募集した協力会員を調整（マッチング）して対応します。既存の仕組みを活用することで、事務などの負担が少なくなります。

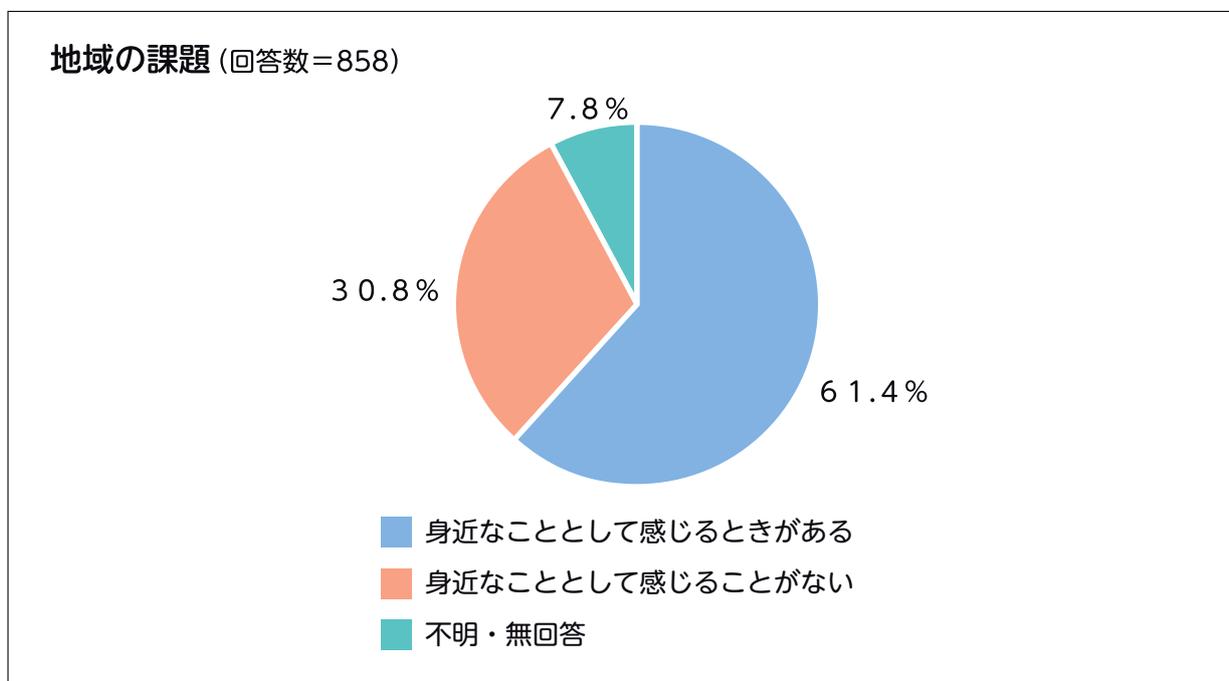
### ※さかいでふれあいサービス

住民会員の互助で、高齢者や障がい者などに家事・介護の支援を有償で行うものです。市社協が実施している、“住民参加型在宅福祉サービス”と言われる活動です。協力する側、利用する側がともに会員として登録します。（利用の際の利用料が必要）

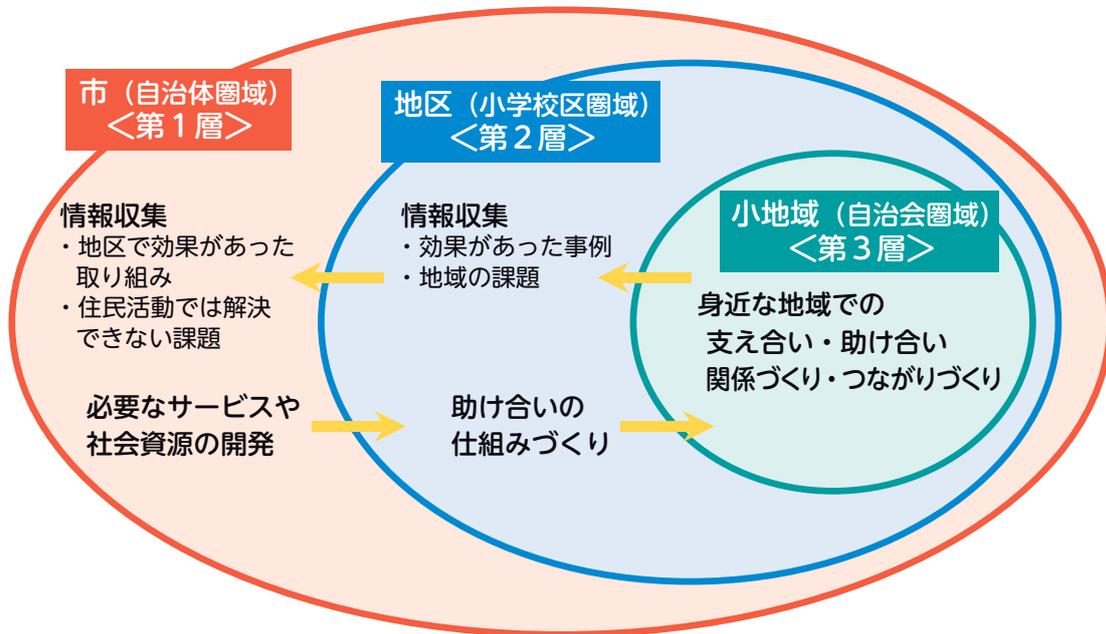
○介護保険事業をはじめ、公的なサービスでも働き手不足が全国的な課題となっています。今後、サービスを利用したくても提供できる体制が整わないということも考えられます。地域で安心した暮らしが続けられるように、住民同士の互助で対応できる体制を今のうちに整えることが大切です。

#### 4. 小地域福祉座談会の開催

○市民アンケートによると、地域の課題を身近なこととして感じている人も多いことが分かります。同じ地域に暮らす住民が集まり、日常生活の困りごとや身近な地域に共通した課題への対応などについて話し合う場が「小地域福祉座談会」です。小地域（第3層）での協議体の役割を果たすものと言えます。気軽に話せる場づくりに努めましょう。



○より身近な課題を話し合うために、小地域（自治会など）での開催が望ましいですが、小地域で解決できない課題については、地区全体（第2層）や地区を数ブロックに分けた圏域で話し合う必要もあります。地域の生活課題を「我が事」として考えるために、まずは話し合う機会をつくりましょう。



協議体の圏域と役割

### ある地区の取り組み

- ・地区を数ブロックに分け、定期的に自治会長・婦人会役員が集まっています。地域で気になっていることへの対応策や、どこに相談すれば良いかなどを話し合っています。
- ・民生児童委員の担当区域ごとに、自治会長や福祉推進委員と地域で気になる人などについて情報交換しています。身近な地域での見守り活動の充実を図っています。
- ・自治会ごとに担当民生児童委員、自治会長、福祉推進委員等が集まり、小地域ネットワーク活動の対象者について情報共有をしています。普段の様子から、見守りが必要になりそうな人についても話し合っています。

○地域の問題に住民自身が気づき、解決に向けて取り組むことは地域福祉の原点です。今、起きていることだけでなく、これから必要となりそうなことについて話し合うことも大切です。地域に暮らす人たちは、地域を支える一員でもあります。地域共生社会の実現につなげるために住民の参加を促しましょう。